

【事案Ⅳ－２】他車運転危険補償の適用請求

・2021年11月10日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、長女の自動車を賃借して2020年12月に人身事故を起こしたため、夫が加入している自動車共済の他車運転危険補償の適用を申請したところ、被申立人は、事故車が本件自動車共済の約款・事業規約に定める「他の自動車」には該当しないとして、適用を認めないことから、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は、2020年12月の事故について、自動車共済の他車運転危険補償の適用を認める。」との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 申立人は、被申立人との間で、夫を主たる被共済者、夫所有（登録）車両を「被共済自動車」として、自動車共済契約（他車運転危険補償付帯）を締結しており、被共済者の配偶者である申立人に対しても適用される。

(2) 申立人は、長女（婚姻により別居）が所有・常時使用する自動車を一時的に賃借して運転中に起こした事故に関し、被申立人に対し、他車運転危険補償の適用を求めた。

これに対し、被申立人は、本件自動車については車検証上の所有者として夫で登録されていることを理由に、主たる被共済者が所有する自動車にあたり、他車運転危険補償における「他の自動車」に該当せず、共済金の支払の対象外であると判断した。

しかし、本件自動車は夫で登録されているが、夫は2016年1月に購入し、長女に対して本件自動車を贈与しており、同車の所有権は長女に移転している。すなわち、本件自動車の登録変更は未了であるが、長女の常時使用、損害保険会社との契約内容などの実態をふまえると所有者は長女であり、主たる被共済者の夫が所有する自動車には該当せず、本件事故に他車運転危険補償の適用が認められる。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

夫が2016年1月に本件自動車を購入してから車検証上の所有者は夫であり、夫と長女のいずれもが、本件事故発生（2020年12月）まで所有権移転登録をしていない事実

は、実質的にも本件自動車の所有権が夫に帰属していることを示している。

長女が本件自動車を常時使用していることは否定しないが、その所有権が長女に移転したという事実を確認できず、また、認めがたい不合理な事実がある。

本件自動車は、主たる被共済者が所有する自動車であるから、他車運転危険補償条項が適用されるべき「他の自動車」には該当せず、支払対象とすることができない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

夫から長女に対して本件自動車の贈与がなされ、既に所有権が移転しているかについて、申立人および被申立人の主張内容、提出証拠を精査・検討したところ、車検証の所有者登録が当該自動車の所有権の所在を推認する有力な目安となることは否定できず、本件の経緯を勘案してみても、本件自動車の所有権は夫に帰属し、長女には移転していないものと認めるのが相当である。また、申立人の主張に照らして本件記録を精査してみても、本件自動車を「他の自動車」に該当するとすべき事情があるとは認められない。したがって、本件自動車は本件共済契約における他車運転危険補償条項にいう「他の自動車」には当たらないと判断した。